

ジャカルタ首都特別州での新型コロナウイルス対策における大規模社会制限の実施に関するジャカルタ首都特別州知事令 2020 年第 33 号の改定に関するジャカルタ首都特別州知事令 (2020 年第 88 号) (本文日本語仮訳)

第 1 条

ジャカルタ首都特別州での新型コロナウイルス対策における大規模社会制限の実施に関するジャカルタ首都特別州知事令 2020 年第 33 号のいくつかの規定を以下のとおり改定する。

1. 第 8 条 (1) の規定は改定され、これにより第 8 条は以下のとおりとなる。

第 8 条

(1)大規模社会制限の実施期間中の活動の一時的停止において、学校及びその他教育機関の責任者は、以下を行う義務を負う。

- a. 学習プロセスが引き続き実施され、教育参加者の教育を受ける権利が充足されるよう確保する。
- b. 学校及び／又はその他の教育機関とその周辺環境における新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を講じる。
- c. 学校及び／又はその他の教育機関の安全を守る。
- d. 教育参加者が新型コロナウイルス対策プロトコルに違反する可能性のある集団活動を行うことを禁止する。
- e. 保護者に対して、教育参加者である子女が新型コロナウイルス対策プロトコルに違反する可能性のある集団活動を行うことを禁止するよう懲罰する。

(2) 上記(1)b にいう学校及び又はその他の教育機関とその周辺環境における新型コロナウイルスの感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。

- a 学校設備の清掃及び消毒。
- b 教員及びその他教育要員に対する新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコルの適用。

2. 第 9 条の規定は改定され、これにより以下のとおりとなる。

第 9 条

(1) 大規模社会制限の実施期間中、職場／事務所での就労は一時的に制限される。

(2)上記(1)にいう職場での就労の一時的制限を実施する当該職場／事務所の指導部は、以下を行う義務を負う。

- a. 全ての従業員向けに、自宅／在宅勤務の制度を整備する。
- b. 上記 a.の勤務制度が在宅では行えない場合、同一時間に職場にいる人の人数を 25%に制限する。

- c. 提供するサービス及び／又は事業活動が、限定的に継続するよう確保する。
 - d. 従業員の生産性／パフォーマンスを確保する。
 - e. 職場及び周辺環境における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる。
 - f. 新型コロナウイルスに感染した従業員が確認された場合には、少なくとも3日間（24時間×3日）、職場／事務所での活動を一時的に停止する。
 - g. 職場及びその周辺環境の安全を確保する。
 - h. 法令の規定に従い、新型コロナウイルスに感染した従業員に対する保護を与える。
- (3)上記(3)d.（当館注：原文ママ。上記(2)e の趣旨と考えられる。）にいう職場／事務所及びその周辺環境における新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。
- a. 職場環境の清掃
 - b. 職場の床、壁、建物設備の消毒
 - c. 部外者の立入の禁止

3. 第10条の規定は改定され、これにより以下のとおりとなる。

第10条

(1)以下の分類にあたる職場／事務所は、第9条(1)にいう職場／事務所での就労の一時制限の例外とする。

- a. 国際法の定めに沿って外交、領事、その他の機能を行う外国及び／又は国際機関の代表事務所。
 - b. 関係する省及び／又はジャカルタ首都特別州政府の調整下で、新型コロナウイルス対策及び／又は社会の生活必需品の充足に参画する国営企業／地方公営企業。
 - c. 以下の分野で活動する事業者。
 - 1) 保健衛生
 - 2) 食料／食品／飲料
 - 3) エネルギー
 - 4) 通信及び情報技術
 - 5) 金融
 - 6) 物流
 - 7) ホテル
 - 8) 建設
 - 9) 戦略産業
 - 10) 基礎的サービス、公益企業、国家の重要対象及び特定対象と指定された産業
 - 11) 日常の必需品
 - d. 災害及び／又は社会分野で活動する国内及び国際市民団体。
- (2) 上記(1)にいう職場／事務所での就労の一時制限の例外活動を実施するにあたり、職場

の指導部は、「新型コロナウイルスの予防・管理対策としての保健プロトコルの厳格適用及び法執行に関する州知事令」を遵守する義務を負う。

(3) 食料及び飲料の提供にあたり、レストラン／食堂／同種の事業の責任者は、以下を行う義務を負う。

a. サービスは、オンライン及び／又は電話での注文による持ち帰り（テイクアウェイ）／配達のみ限定する。

b. 列をつくる客同士の距離は、立っているか座っているかに関わらず、1m 以上確保する。

c. 規則に従って、食品取扱における食品衛生原則を適用する。

d. 準備、加工、盛り付けの過程での食べ物への直接の接触を最小限とするため、手袋やトングなどの補助用具を用意する。

e. 基準に沿って、食べ物の加工にあたり十分な加熱を行う。

f. 職場、設備、道具、特に、食べ物に直接接触する表面の清掃を行う。

g. 客と従業員用に、石鹸で手洗いできる場所を用意する。

h. 体調不良の従業員や、正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示す従業員の就労を禁止する。

i. 安全衛生指針に沿って、食べ物に触れる従業員に、手袋、衛生頭巾、業務服の着用を義務付ける。

(4) ホテル業について、ホテルの責任者は以下の義務を負う。

a. 管理隔離を行う客に対しては、特別なサービスを提供する。

b. ルームサービスを活用し、客が客室の中でしか活動できないように制限する。

c. ホテルの敷地内で人の集まりが生じ得る活動は実施せず、そのような施設は閉鎖する。

d. 体調不良又は正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示す客のホテル内への立ち入りを禁止する。

e. 安全衛生指針に沿って、従業員に、マスク、手袋、業務服の着用を義務付ける。

(5) 建設活動については、職場の指導部は、以下の規定について義務を負う。

a. 実施中の建設活動については、建設地区に限定して、作業員の活動を実施できる。

b. 建設作業サービスの所有者及び／又は提供者は、以下の義務を負う。

1) 建設地区で新型コロナウイルス防止の実施責任者を指名する。

2) 従業員の活動及び接触を建設プロジェクト区域内のみに限定する。

3) 建設プロジェクト区域内にいる間、全ての従業員に対して、住居と生活必需品を提供する。

4) 職場に、十分な保健設備を有する保健室を用意する。

5) 従業員も来客のいずれも、正常以上の体温がある場合には、建設区域への立ち入りを禁止する。

6) 朝の啓発活動又は朝の安全対話において、新型コロナウイルス予防技術の促進、キャンペーン、呼びかけ、説明を伝達する。

- 7) 建設プロジェクト区域内にいる間、定期的に、従業員の健康観察を実施する。
- (6)州レベルの新型コロナウイルス即応タスクフォース長は、上記(1)の就労の一時制限の例外となる職場／事務所の分類を追加することができる。

4. 第 10 条と第 11 条の間に第 10A 条を挿入する。これにより、以下のとおりとなる。

第 10A 条

上記第 10 条 (2) にいう「新型コロナウイルスの予防・管理対策としての保健プロトコルの厳格適用及び法執行に関する州知事令」の遵守義務は、しかるべき変更を加えた上で、大規模社会制限の実施期間中に中央政府から事業活動許可を取得した事業者に適用される。

5. 第 11 条の規定は改定され、これにより以下のとおりとなる。

第 11 条

(1)大規模社会制限の実施期間中は、ジャカルタ首都特別州内の宗教施設及び／又は居住地及び／又は活動場所における宗教活動は、利用者を定員の半数以下に制限し、「新型コロナウイルスの予防・管理対策としての保健プロトコルの厳格適用及び法執行に関する州知事令」を遵守した上で、行うことができる。

(2)住宅地以外及び／又はオフィス地域、又は保健省が定めるレッドゾーンに位置する宗教施設は、上記(1)から除外され、礼拝活動向けには閉鎖する。

(3)上記(2)にいう礼拝活動向けの閉鎖は、以下の規定に従い、市長／プロウスリブ県知事の決定により定められる。

a. 住宅地以外に位置する宗教施設及び／又は特定の場所は、地域の宗教局及び宗教団体指導者の提言に基づく。

b. レッドゾーンに所在する宗教施設は、保健局支部の提言に基づく。

(4)上記(3)にいう市長／プロウスリブ県知事の決定は、本州知事令施行後 2 日以内に定められる。

6. 第 14 条 (1) 及び(2)の規定は改定され、これにより第 14 条は以下のとおりとなる。

第 14 条

(1)第 13 条(3)a にいう基礎的な生活の必需を充足するための活動は、以下を供給・加工・流通・配送する活動をいう。

a. 食料／食品／飲料

b. 衣料

c. エネルギー

d. 通信及び情報技術

e. 財政、金融、決済システム

f. 物流

(2)第 13 条(3)a にいう日常の必需品を充足するための活動とは、以下をいう。

a. 以下における小売業

1) 市場

2) 百貨店

3) コンビニ、スーパーマーケット、ハイパーマーケットといったスーパー、卸問屋、商店

4) 雑貨店

b. ランドリー

(3)大規模社会制限の実施期間中に、上記(1)及び(2)にいう住民の需要を充足するサービスを行うにあたり、事業者は、以下の制約に従わなければならない。

a. 配送サービスによるオンライン及び／又は遠隔での受注を主とする。

b. 価格の引上げを行わず、経済の安定と消費者の購買力の確保に努める。

c. 事業所を定期的に消毒する。

d. 市場／店に入る従業員と客の検温を行い、勤務する従業員に微熱や体調不良がないことを確認する。

e. 市場／店に来る客同士の距離を 1m 以上確保する制限（物理的距離）を適用する。

f. 安全衛生指針に沿って、全ての従業員に、業務服の着用を義務付ける。

g. 消費者及び従業員にアクセスのよい十分な数の手洗い場所を用意することを含め、石鹸及び／又はハンドサニタイザーでの手洗いを推奨する。

7. 第 18 条の規定は改定され、これにより以下のとおりとなる。

第 18 条

(1)大規模社会制限の実施期間中、人及び／又は物の輸送活動は、以下の目的を除いて、全て一時的に停止される。

a. 基礎的な生活必需の充足

b. 大規模社会制限の実施期間中に許可されている活動

(2)以下の移動手段について、上記(1)にいう人の移動活動の一時的停止の対象から除外される。

a. 私有車両

b. 一般的な原動機付きの公共交通機関

c. 鉄道

d. 水上交通機関

(3)全ての輸送手段について、上記(1)にいう物の輸送活動の一時的停止の対象から除外される。

- (4) 私有乗用車の利用者は、以下の規定に従わなければならない。
- a. 基礎的な生活の必需を充足するため、及び／又は、大規模社会制限中に許可されている活動のためにのみ利用する。
 - b. 使用後に車両を消毒する。
 - c. 車内でマスクを着用する。
 - d. 正常以上の体温の時ないし体調不良時は乗車しない。
 - e. 乗員が同じ住所の居住者である場合を除き、乗用車の乗員を、座席 1 列につき 2 名以下に制限する。
- (5) 私用バイクの利用者は、以下の規則に従わなければならない。
- a. 基礎的な生活の必需を充足するため、及び／又は、大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ利用する。
 - b. 使用後に車両及び付属品を消毒する。
 - c. マスクを着用する。
 - d. 正常以上の体温の時ないし体調不良時は乗車しない。
- (6) 配車アプリ二輪車の制限及び新型コロナウイルス対策プロトコルの遵守に関する規定の詳細は、運輸局長決定により定められる。
- (7) 公共交通機関及び鉄道による乗客輸送及び／又は物の輸送手段は、以下に従わなければならない。
- a. 乗員を輸送定員の 50% 以下に制限する。
 - b. ジャカルタ首都特別州政府及び／又は関係機関の規則に従って運行時間を制限する。
 - c. 使用する輸送手段を定期的に消毒する。
 - d. 輸送手段に乗り込む係員と乗客の検温を行う。
 - e. 係員と乗客に正常以上の体温ないし体調不良がないことを確認する。
 - f. 乗客同士の距離（社会的距離）を 1m 以上確保する。
- (8) 州レベルの新型コロナウイルス即応タスクフォース長は、上記(2)及び(3)にいう人及び／又は物の輸送のための手段の一時的停止の対象から除外される輸送手段を追加することができる。

8. 第 20 条の規定は改定され、これにより以下のとおりとなる。

第 20 条

- (1) 大規模社会制限の実施期間中、ジャカルタ首都特別州の全ての住民は以下を行う義務を負う。
- a. 大規模社会制限の実施における全ての規則を遵守する。
 - b. 大規模社会制限の実施に参加する。
 - c. 清潔で健康的な生活様式を実践する。
- (2) 新型コロナウイルス対応に際し、全ての住民は以下を行う義務を負う。

- a. 係官から新型コロナウイルスの疫学調査（コンタクト・トレーシング）の対象に指定された場合、検体検査を受ける。
- b. 自身及び／又は家族が新型コロナウイルスに感染した場合には医療従事者に報告する。
- c. 医療従事者の提言に従い、管理隔離又は医療機関での治療を行う。

9. 第 20 条と第 21 条の間に第 20A 条を挿入する。これにより以下のとおりとなる。

第 20A 条

(1)第 20 条(2)c にいう管理隔離施設は、以下をいう。

- a. クマヨラン自主隔離施設
- b. ホテル、宿泊施設

(2)第 20 条(2)c にいう管理隔離施設は、地方防災局が実施する評価結果に基づき、州レベルの新型コロナウイルス即応タスクフォース長決定により定められる。

(3)上記(1)にいうジャカルタ州政府が所有する管理隔離施設運営は、以下の関係機関の支援を得て、当該建物の管理責任者が行う。

- a. 新型コロナウイルス対策の保健衛生管理の監督において、保健局
- b. 食料供給において、社会局
- c. 清掃機材の準備について、環境局
- d. 管理隔離用の機材の準備について、地方防災局
- e. 管理隔離施設の監視について、地方政府自警団

(4) 上記(3)にいう管理隔離施設の運営マニュアルに関する詳細は、州レベルの新型コロナウイルス即応タスクフォース長の決定により定められる。

(5) 第 20 条(2)c にいう管理隔離の義務に違反した者には、管理隔離施設に強制移送する措置がとられる。

(6) 上記(5)にいう措置は、地方政府自警団、警察、国軍、関係の地方政府機関により実施される。

10. 第 7 章と第 8 章の間に第 7A 章を挿入する。これにより、以下のとおりとなる。

第 7A 章 その他

第 26A 条

(1)新型コロナウイルス対策・国家経済回復委員会に関する大統領令 2020 年第 82 号に基づき、「新型コロナウイルス対策ユニット」が発足するまでの間は、「新型コロナウイルス即応タスクフォース」の名称は引き続き有効である。

(2) 上記(1)にいう「新型コロナウイルス即応タスクフォース」の名称が「新型コロナウイルス対策ユニット」に変更された場合、法令の規定の呼び方に合わせる。

第II条

本州知事令は、制定の日から施行する。

2020年9月11日

ジャカルタ首都特別州知事 アニス・バスウェダン